

令和6年 月 日

技能検定受検申請監理団体及び受入事業所
技能実習責任者 様

京都府職業能力開発協会技能検定課

令和6年度基礎級等の技能検定試験の申請手続き等について

貴団体から外国人技能実習機構を通じて情報のありました上記技能検定について、受検申請書、受検手数料振込用紙、技能検定委員の任用基準及び履歴書を送付しますので、

下記事項を必ず確認し、 申請手続等よろしくお願いします。

● 13項目の確認ポイント

申請担当のみならず事業所担当も共通認識のこと
(下記「1」～「6」により必ず全ての内容を確認のこと)

- ① 本府協会は出張方式であり、申請書に記載の実施場所に本協会職員が出向き学科及び実技検定(試験は全て日本語使用)を実施。このため実施場所は正確に記載のこと。**学科試験会場は必ず隔離された部屋(会議室等)が必要**
- ② 申請書は永年保存のため消せるボールペン等は使用不可。修正テープ・修正ペン等の使用も不可(二重線で修正のこと)
- ③ 申請書の本人署名欄は必ず受検生本人が署名のこと。(本人以外は無効)
- ④ 申請は、㊦申請書(在留カード(写)も可、手数料納入書(写)を裏面所定欄に貼付したもの)、㊧検定委員の履歴書(選任基準に合致)、㊨随時3級は基礎級合格証(写)、随時2級は随時3級合格証(写)等を一括で提出のこと。
- ⑤ 検定日程は本協会に申請書が到着してから調整。現在大変混雑しており申請書到着から約7月以降で日程を連絡調整。在留期限が近いなどの事情があっても「割込み」には対応不可。何より迅速な申請書等提出が最優先
- ⑥ 一度納入いただいた受検手数料は理由の如何を問わず返還不可
- ⑦ 検定予定日の約1.5月前に実施通知書とともに、受入事業所あて封筒(申請書(写)及び試験問題等)、検定委員あて封筒(申請書(写)、試験問題及び採点基準(秘密)等)を監理団体あてに送付(必要な機材等の早期確認)**検定委員封筒は委員本人以外は開封厳禁。厳重な保管のこと。**
- ⑧ 実技試験は製作等作業試験だけではなく、筆記による判断等試験や計画立案等作業試験もある職種あり。その試験問題や課題等は試験当日の配付となるため実技試験実施要領及び試験問題等で概要を事前確認のこと
- ⑨ 実施場所が申請書記載の実施場所と相違している場合、検定時間までに機材など試験準備が整っていない場合や機材設備が不備な場合、検定委員が事前調整なく変更されている場合、監理団体や事業所職員が本協会職員に威圧的な言動・暴言などを行った場合等は当該検定を中止

- ⑩ 再試験は1回のみ（在留期限が近い場合あり）
学科再試験のみの場合は本協会にて実施
- ⑪ 検定実施日には、本協会職員が新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底状況を確認。不十分な場合は検定中止
- ⑫ 検定日や試験時間、試験場所は原則、受検生、受入事業所、監理団体等の都合による変更は不可。キャンセルや欠席は必ず事前に本協会に連絡のこと
- ⑬ 受入事業所や監理団体の変更等は直ちに本協会に連絡のこと

記

1 感染症予防対策の徹底について

技能検定の実施に当たっては、受検生や技能検定関係者等の安全確保のため、発熱者の有無、ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒等の感染予防対策の確認を実施します。

本協会監督職員が上記予防対策を不徹底・不十分と判断した場合は、技能検定実施を中止・延期することとしていますので十分に御留意願います。（多人数の場合は要注意）

2 現在の申請受付・日程調整について

- ① 本府協会では、申請書等の到着後に、順次日程調整を実施します。
 - ② 非常に厳しい日程調整であり希望どおりに実施できない場合が大多数。
- 現時点でも令和6年1月中旬まで検定日程が満杯状況です。

- ③ 申請申込の正式受理後、約7月以降の日程調整です。
在留期限等を十分に踏まえ、大至急の申請書提出をお願いします。

3 受検申請書等の記入について

- ① 技能検定委員の履歴書の添付なしなどの不備がある場合は、返送することとさせていただきます。この場合は再提出後、また修正があれば修正後の順番となります。
- ② 申請書について、受検者の署名・氏名（ローマ字記載）はパスポートとの整合に留意願います。また、□欄（2箇所）に受験級、□欄（1箇所）には1～3号を記入し、その期間を記入してください。
受検者の署名は必ず受検者本人自身が署名のこと。（他者の場合は虚為申請）

③ 随時3級受検の場合は、基礎級(基礎2級)の合格証の写し(コピー)の添付、また随時2級の場合は随時3級合格証の写し(コピー)の添付が必要です。十分に御留意願います。

④ 事業所への出張方式により検定を実施しますので、学科及び実技試験場所は「所在地住所」の正確な記入をお願いします。

なお、試験会場が他府県の場合は、その府県に申請をお願いします。

⑤ 在留期限の延長申請中の場合については、延長申請中及び延長期限を明記してください。

4 技能検定委員の推薦について

① 実技試験の検定委員につきましては、検定委員の任用基準と履歴書用紙を同封しますので、推薦方よろしくお願ひいたします。

② 特に、選任基準に適合するよう、「職歴」欄の職務内容も含めて、もれなく記入をお願いします。自社の職員は検定委員になれませんのでご注意ください。

③ また、受検者が10人以上の場合は、2人の検定委員(1人は首席検定委員)が必要となりますので、御留意願います。

④ 技能検定委員は採点基準により採点を行うこととなりますが、その業務はみなし公務員として秘密の保持義務(罰則あり)が課せられますので十分注意するよう依頼してください。(採点基準の紛失も該当します。)

5 受検手数料について

一旦振り込まれた手数料は、いかなる理由があっても返金しませんので、ご留意願います。

①受検手数料は、基本的には同封の振込用紙により振り込んでください。
基礎級、随時3級及び随時2級とも学科3100円、実技18200円です。
(なお、機械検査及び婦人子供服製造は、学科3100円、実技15100円です。)

②京都銀行で振り込まれた場合、振込手数料は無料です。また、この口座はATMでは振込できません。振込用紙の「丁票」原本を申請書の裏面にのり付けして下さい。
(受験級に○印をしてください。)

③他府県の監理組合も多くなっていますので、インターネットバンキング等を利用される場合は振込手数料が必要ですが、「京都銀行西陣支店(店番131普通預金口座番号4122850)」に振込願います。

④また、インターネット振込等を利用した場合は、その振込用紙のコピー(原寸)を提出するとともに、振込用紙ののり付けについては、その用紙を縮小して各人の受検申請書の裏面にのり付けしてください。(厳守のこと。)

6 日程調整後に必要な事前準備等について

- ①実施月の約一月前までに、技能検定試験の実施通知、実技試験実施要領や試験問題等を監理団体（又は単独実施企業）あてに送付しますので、必ず受入企業及び技能検定委員（本人以外の開封厳禁）に届くようにしてください。
（紛失事例が散見されますので、厳重な保管にご注意ください。）

- ②試験実施日までに実技試験実施要領及び試験問題で指定されている設備等の準備をお願いします。なお、設備等の準備に不備があると試験が実施できませんので十分にご注意ください。（勝手な判断で別の物を代用することは禁止されています。）

- ③また、学科試験会場は読み上げの音が外部に聞こえない、人の出入りのない個室、会議室等が必要ですので、適正に試験実施ができるように会場の準備をお願いします。（監視カメラ等があれば秘密保持のため読み上げを行いませんのでご注意ください。）

- ④試験はすべて日本語で行います。受検者に対して日本語以外での発言や実技試験においては、監理団体、受入事業所等の者が受検者に手を貸したり、話しかけたり、合図したりすることは不正行為となります。

- ⑤学科試験及び実技試験の片方又は両方の不合格者（欠席を含む）は、1回に限り再受験することができます。その場合は事前連絡のうえ必要な書類等を送付します。
（学科試験のみの再受験は本協会では実施しません。）